

ウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国には、C型肝炎患者が200万人、B型肝炎患者は150万人もいると言われ、その大半が、輸血、フィブリノゲン製剤など血液製剤の投与、予防接種における針、筒の交換などの不適切な医療行為による感染、すなわち医原性によるものと言われている。

また、司法の場においても、ウイルス性肝炎の医原性について、国の行政責任が認められているところである。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝臓がんによる年間死亡者3万人超のうち、90%がB型・C型肝炎患者である。

このような事態をかんがみれば、政府はすべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策を講じるべきである。

よって、下記の事項を早急実現するよう強く要望する。

記

1. フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、B型・C型肝炎患者に対して投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
2. 投与の事実、因果関係の認否に当たっては、カルテのみを根拠とすることなく、手術記録、投薬支持書等の書面、医師、看護師、薬剤師等による投与の事実の証明または本人、家族等による記録、証言も考慮すること。
3. ウイルス検査体制の充実と検査費用の負担軽減をすること。
4. ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めるとともに、医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
5. ウイルスキャリアに対する偏見、差別を一掃すること。
6. 医療機関の廃止等で特定できない患者にも救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月26日

御坊市議会

内閣総理大臣	福田康夫殿
厚生労働大臣	舛添要一殿